

(照会先)
厚生労働省社会・援護局総務課
災害救助・救援対策室
災害救助専門官 金子 雄一郎 (内線 2899)
救 助 係 長 馬場 和弘 (内線 2819)
電話 (代表) 03-5253-1111
(直通) 03-3595-2614

平成23年9月26日(16:10)

台風第15号による被害にかかる災害救助法の適用について (第1報)

1 災害の概要

台風第15号による被害により、青森県三戸郡南部町において住家に多数の被害が生じたため、青森県は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	人的被害(人)			住家被害(世帯)					備 考
		死者	行方 不明	負傷	全壊	半壊	床上 浸水	床下 浸水	一部 破損	
【青森県】 三戸郡南部町 (さんのへぐんなんぶちょう)	9月21日						166	70		26日9:00現在

2 今までにとられた措置

避難所の設置 等